

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

厚木市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

厚木市長

公表日

令和7年3月4日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、予防接種の実施、給付（健康被害救済措置）の実施、実費の徴収、公金受取口座情報を利用した給付等に関する事務を行う。 特定個人情報ファイルは、次の事務で取り扱う。 ○ 予防接種の対象者の管理 ○ 接種記録の登録及び閲覧 ○ 他市町村へ、ワクチン接種記録の照会・提供を行う。 ○ 接種実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。
③システムの名称	1 厚木市健康管理システム 2 宛名管理システム 3 中間サーバー 4 中間サーバーコネクタ（団体内統合宛名システム）

2. 特定個人情報ファイル名

健康管理ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項 別表の14の項及び126の項
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	《情報照会ができる根拠法令》 ○ 番号法第19条第8号 ○ 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25. 27. 28. 29. 153の項 《情報提供ができる根拠法令》 ○ 番号法第19条第8号 ○ 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25. 26. 153. 154の項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	健康こどもみらい部 こども家庭センター、健康医療課
②所属長の役職名	こども家庭センター所長 健康医療課長

6. 他の評価実施機関

--

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	厚木市 総務部 行政総務課 情報公開・法制係 住 所: 〒243-8511 厚木市中町3丁目17番17号 電話番号: 046-225-2287
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	厚木市 健康こどもみらい部 こども家庭センター こども保健第一係 健康医療課 健診・予防係 住 所: 〒243-0018 厚木市中町1丁目4番1号 厚木市保健福祉センター 電話番号: 046-225-2203、2201
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年11月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] ＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年11月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] ＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
☐ 基礎項目評価書及び重点項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 特に力を入れている	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	☐ 特に力を入れている	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	☐ 特に力を入れている	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ☐ 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	☐ 特に力を入れている	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) ☐ 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 ☐ 接続しない(入手) ☐ 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 特に力を入れている	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 特に力を入れている	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	業務システムにおいて、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また、副本登録等に使用する統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲に制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐付けられることはない。これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「特に力を入れている」と考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [☐] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	業務システムにおいて、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また、副本登録等に使用する統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲に制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐付けられることはない。これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「特に力を入れている」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署 ①所属長	市民健康部健康づくり課長 大貫 美香	健康づくり課長 渡辺 賢子	事後	人事異動に伴う、その他の項目の変更であり、重要な変更には該当しない。
平成29年4月1日	I 関連情報 7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	総務部文書法制課情報公開係	総務部行政総務課情報公開係	事後	機構改革に伴う、部署の変更であり、重要な変更には該当しない。
平成29年4月1日	I 関連情報 8 特定個人情報ファイル取扱いに関する問合せ 連絡先	市民健康部健康づくり課	厚木市 市民健康部 健康づくり課 母子保健係、成人保健係 住 所: 〒243-0018 厚木市中町1丁目4番1号 厚木市保健福祉センター 電話番号: 046-225-2597、2201	事後	記載内容の変更等であり、重要な変更には該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年3月1日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	《情報照会ができる根拠法令》 ○ 番号法第19条第7号 別表第二の16の2及び18の項 ○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年総務省令第7号)第13条 《情報提供ができる根拠法令》 ○ 番号法第19条第7号 別表第二の16の2の項	《情報照会ができる根拠法令》 ○ 番号法第19条第7号 別表第二の16の2、17、18及び19の項 ○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年総務省令第7号)第12条の2、第12条の3、第13条及び第13条の2 《情報提供ができる根拠法令》 ○ 番号法第19条第7号 別表第二の16の2の項 ○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年総務省令第7号)第12条の2	事後	記載内容の変更等であり、重要な変更には該当しない。
平成30年3月1日	II しきい値判断項目 2 対象人数 いつの時点の計数か	平成28年1月1日時点	平成30年3月1日	事後	その他の項目の変更であり、重要な変更には該当しない。
平成30年3月1日	II しきい値判断項目 3 取扱者数 いつの時点の計数か	平成28年1月1日時点	平成30年3月1日	事後	その他の項目の変更であり、重要な変更には該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署 ①所属長	健康づくり課長 渡辺 賢子	健康づくり課長 大塚 由絵	事後	人事異動に伴う、その他の項目の変更であり、重要な変更には該当しない。
平成31年3月28日	II しきい値判断項目 2 対象人数 いつの時点の計数か	平成30年3月1日時点	平成31年2月28日時点	事後	その他の項目の変更であり、重要な変更には該当しない。
平成31年3月28日	II しきい値判断項目 3 取扱者数 いつの時点の計数か	平成30年3月1日時点	平成31年2月28日時点	事後	その他の項目の変更であり、重要な変更には該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月28日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	《情報照会ができる根拠法令》 ○ 番号法第19条第7号 別表第二の16の2、17、18及び19の項 ○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年総務省令第7号）第12条の2、第12条の3、第13条及び第13条の2 《情報提供ができる根拠法令》 ○ 番号法第19条第7号 別表第二の16の2の項 ○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年総務省令第7号）第12条の2	《情報照会ができる根拠法令》 ○ 番号法第19条第7号 別表第二の16の2、17、18及び19の項 ○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年総務省令第7号）第12条の2、第12条の3、第13条及び第13条の2 《情報提供ができる根拠法令》 ○ 番号法第19条第7号 別表第二の16の2の項及び16の3の項 ○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年総務省令第7号）第12条の2及び第12条の2の2	事前	法令改正に伴う変更
平成31年3月28日	IVリスク対策	—	項目の追加	事後	基礎項目評価書の記載事項に係る改正による様式の変更であるため、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成31年3月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	健康づくり課長 大塚 由絵	健康づくり課長	事後	基礎項目評価書の改正による様式変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月15日	I 関連情報 7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	厚木市 総務部 行政総務課 情報公関係 住 所: 〒243-8511厚木市中町3丁目17番17号 電話番号: 046-225-2287	厚木市 総務部 行政総務課 情報公開・法制係 住 所: 〒243-8511厚木市中町3丁目17番17号 電話番号: 046-225-2287	事後	係の名称の変更であり、重要な変更には該当しない。
令和3年2月16日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1 厚木市健康管理システム 2 宛名管理システム 3 中間サーバー	1 厚木市健康管理システム 2 宛名管理システム 3 中間サーバー 4 中間サーバーコネクタ(団体内統合宛名システム)	事後	その他の項目の変更であり、重要な変更には該当しない。
令和3年2月16日	IV リスク対策 4 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託	委託しない	委託する 特に力を入れている	事後	その他の項目の変更であり、重要な変更には該当しない。
令和3年2月16日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	予防接種法に基づく予防接種の実施に関する事務	予防接種に関する事務	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年2月16日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	予防接種法に基づき、予防接種の実施、給付（健康被害救済措置）の実施、実費の徴収に関する事務を行う。 特定個人情報ファイルは、次の事務で取り扱う。 ○ 予防接種の対象者の管理 ○ 接種記録の登録及び閲覧	予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、予防接種の実施、給付（健康被害救済措置）の実施、実費の徴収に関する事務を行う。 特定個人情報ファイルは、次の事務で取り扱う。 ○ 予防接種の対象者の管理 ○ 接種記録の登録及び閲覧	事後	番号法別表第一、第二主務省令改正による変更
令和3年2月16日	I 関連情報 3 個人番号の利用 法令上の根拠	○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項別表第一の10の項 ○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年総務省令第5号）第10条	○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項別表第一の10の項及び93の2項 ○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年総務省令第5号）第10条及び第67条の2	事後	番号法別表第一、第二主務省令改正による変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年2月16日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	《情報照会ができる根拠法令》 ○ 番号法第19条第7号 別表第二の16の2、17、18及び19の項 ○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年総務省令第7号)第12条の2、第12条の3、第13条及び第13条の2 《情報提供ができる根拠法令》 ○ 番号法第19条第7号 別表第二の16の2の項及び16の3の項 ○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年総務省令第7号)第12条の2及び第12条の2の2	《情報照会ができる根拠法令》 ○ 番号法第19条第7号 別表第二の16の2、17、18、19及び115の2の項 ○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年総務省令第7号)第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2及び第59条の2 《情報提供ができる根拠法令》 ○ 番号法第19条第7号 別表第二の16の2、16の3及び115の2の項 ○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年総務省令第7号)第12条の2、第12条の2の2及び第59条の2	事後	番号法別表第一、第二主務省令改正による変更
令和3年2月16日	II しきい値判断項目 1 対象人数 いつの時点の計数か	1万人以上10万人未満 平成31年2月28日時点	10万人以上30万人未満 令和3年1月29日時点	事後	番号法別表第一、第二主務省令改正による変更
令和3年2月16日	II しきい値判断項目 2 取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年2月28日時点	令和3年1月29日時点	事後	番号法別表第一、第二主務省令改正による変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年2月16日	Ⅲ しきい値判断結果	基礎項目評価書の実施が義務付けられる	基礎項目評価書及び重点項目評価書の実施が義務付けられる	事後	番号法別表第一、第二主務省令改正による変更
令和3年2月16日	Ⅳ リスク対策 1 提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書	基礎項目評価書及び重点項目評価書	事後	番号法別表第一、第二主務省令改正による変更
令和3年2月16日	Ⅳ リスク対策 8 監査実施の有無	自己点検の実施のみ	内部監査の実施を追加	事後	監査状況を更新するものであり、重要な変更に該当しない。
令和3年7月12日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		事務の概要 ○ ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ○ 他市町村へ、ワクチン接種記録の照会・提供を行う。 システムの名称 4 ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年7月12日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	《情報照会ができる根拠法令》 ○ 番号法第19条第7号 別表第二の16の2、17、18、19及び115の2の項 《情報提供ができる根拠法令》 ○ 番号法第19条第7号 別表第二の16の2、16の3及び115の2の項	《情報照会ができる根拠法令》 ○ 番号法第19条第8号 別表第二の16の2、17、18、19及び115の2の項 《情報提供ができる根拠法令》 ○ 番号法第19条第8号 別表第二の16の2、16の3及び115の2の項 《ワクチン接種記録システム（VRS）》 ○番号法上第19条第15号（新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ） ○番号法第19条第5号（委託先への提供）	事後	番号法の改正に伴う第19条4号以降の号ズレに係る修正及び 特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定（緊急時の事後評価）の適用対象のため。
令和3年9月15日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	（追記）	・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更該当しない。
令和3年9月15日	I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署	市民健康部 健康づくり課 健康づくり課長	市民健康部 健康づくり課 健康づくり課長 市民健康部 健康づくり課 新型コロナウイルスワクチン接種担当	事後	個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更該当しない。
令和3年9月15日	8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	厚木市 市民健康部 健康づくり課 母子保健係、成人保健係	厚木市 市民健康部 健康づくり課 母子保健係、成人保健係 厚木市 市民健康部 健康づくり課 新型コロナウイルスワクチン接種担当	事後	個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月24日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	《ワクチン接種記録システム(VRS)》 ○番号法上第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ○番号法第19条第5号(委託先への提供)	《ワクチン接種記録システム(VRS)》 ○番号法上第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ○番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	番号法改正による変更
令和3年12月24日	II しきい値判断項目 1 対象人数 いつの時点の計数か	令和3年1月29日時点	令和3年12月20日時点	事後	
令和3年12月24日	II しきい値判断項目 2 取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年1月29日時点	令和3年12月20日時点	事後	
令和4年7月7日	I 関連情報 8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	厚木市 市民健康部 健康づくり課 母子保健係、成人保健係 厚木市 市民健康部 健康づくり課 新型コロナウイルスワクチン接種担当 住 所: 〒243-0018 厚木市中町1丁目4番1号 厚木市保健福祉センター 電話番号: 046-225-2597、2201	厚木市 市民健康部 健康づくり課 予防接種係 厚木市 市民健康部 健康づくり課 新型コロナウイルスワクチン接種担当 住 所: 〒243-0018 厚木市中町1丁目4番1号 厚木市保健福祉センター 電話番号: 046-225-2203、2980	事後	個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に該当しない。
令和5年1月26日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、予防接種の実施、給付(健康被害救済措置)の実施、実費の徴収に関する事務。	予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、予防接種の実施、給付(健康被害救済措置)の実施、実費の徴収、公金受取口座情報を利用した給付等に関する事務を行う。	事前	公金受取口座情報を利用した給付手続を行うため、情報連携を開始する前までに特定個人情報保護評価書の見直しを実施し、その内容を公表する必要があるため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年1月26日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無		実施する	事前	公金受取口座情報を利用した給付手続を行うため、情報連携を開始する前までに特定個人情報保護評価書の見直しを実施し、その内容を公表する必要があるため。
令和5年1月26日	II しきい値判断項目 1 対象者数 いつの時点の計数か	令和3年12月20日時点	令和4年11月1日	事後	公金受取口座情報を利用した給付手続を行うため、情報連携を開始する前までに特定個人情報保護評価書の見直しを実施し、その内容を公表する必要があるため。
令和5年1月26日	II しきい値判断項目 2 取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年12月20日時点	令和4年11月1日	事後	公金受取口座情報を利用した給付手続を行うため、情報連携を開始する前までに特定個人情報保護評価書の見直しを実施し、その内容を公表する必要があるため。
令和5年1月26日	IV リスク対策 6 情報提供ネットワークシステムとの接続	【○】接続しない(入手)	【 】接続しない(入手)「目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か」に対し【特に力を入れている】	事前	公金受取口座情報を利用した給付手続を行うため、情報連携を開始する前までに特定個人情報保護評価書の見直しを実施し、その内容を公表する必要があるため。
令和5年10月25日	I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署 ①部署	市民健康部 健康づくり課 市民健康部 健康づくり課 新型コロナウイルスワクチン接種担当	市民健康部 健康づくり課	事後	個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更には該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年10月25日	I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	健康づくり課長、新型コロナウイルスワクチン接種担当課長	健康づくり課長	事後	個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更には該当しない。
令和5年10月25日	I 関連情報 8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	厚木市 市民健康部 健康づくり課 予防接種係 厚木市 市民健康部 健康づくり課 新型コロナウイルスワクチン接種担当 住 所: 〒243-0018 厚木市中町1丁目4番1号 厚木市保健福祉センター 電話番号: 046-225-2203、2980	厚木市 市民健康部 健康づくり課 保健第三係 厚木市 市民健康部 健康づくり課 新型コロナウイルスワクチン接種担当 住 所: 〒243-0018 厚木市中町1丁目4番1号 厚木市保健福祉センター 電話番号: 046-225-2203、2980	事後	個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更には該当しない。
令和6年5月7日	I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署 ①部署 ②所属長の役職名	①市民健康部 健康づくり課 ②健康づくり課長	①健康こどもみらい部 こども家庭センター、健康医療課 ②こども家庭センター所長、健康医療課長	事後	組織改正に伴う、その他の項目の変更であり、重要な変更には該当しない。
令和6年5月7日	I 関連情報 8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	厚木市 市民健康部 健康づくり課 保健第三係 厚木市 市民健康部 健康づくり課 新型コロナウイルスワクチン接種担当 住 所: 〒243-0018 厚木市中町1丁目4番1号 厚木市保健福祉センター 電話番号: 046-225-2203、2980	厚木市 健康こどもみらい部 こども家庭センター こども保健第一係 健康医療課 健診・予防係 住 所: 〒243-0018 厚木市中町1丁目4番1号 厚木市保健福祉センター 電話番号: 046-225-2203、2201	事後	組織改正に伴う、その他の項目の変更であり、重要な変更には該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月4日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	○ ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。	(削除)	事後	番号法改正に伴う変更
令和7年3月4日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	5 ワクチン接種記録システム(VRS)	(削除)	事後	番号法改正に伴う変更
令和7年3月4日	I 関連情報 3 個人番号の利用	○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項別表第一の10の項及び93の2項 ○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年総務省令第5号)第10条及び第67条の2	○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項別表の14の項及び126の項	事後	番号法改正に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月4日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	《情報照会ができる根拠法令》 ○ 番号法第19条第8号 別表第二の16の2、17、18、19及び115の2の項 ○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年総務省令第7号）第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2及び第59条の2 《情報提供ができる根拠法令》 ○ 番号法第19条第8号 別表第二の16の2、16の3及び115の2の項 ○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年総務省令第7号）第12条の2、第12条の2の2及び第59条の2 《ワクチン接種記録システム（VRS）》 ○番号法上第19条第16号（新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ） ○番号法第19条第6号（委託先への提供）	《情報照会ができる根拠法令》 ○ 番号法第19条第8号 ○ 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25. 27. 28. 29. 153の項 《情報提供ができる根拠法令》 ○ 番号法第19条第8号 ○ 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25. 26. 153. 154の項	事後	番号法改正に伴う変更
令和7年3月4日	IV リスク対策 8 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	（追記）	特に力を入れている	事後	番号法改正に伴う変更
令和7年3月4日	IV リスク対策 8 人手を介在させる作業 判断の根拠	（追記）	業務システムにおいて、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また、副本登録等に使用する統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報、担当業務に必要な範囲に制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐付けられることはない。これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「特に力を入れている」と考えられる。	事後	番号法改正に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月4日	IV リスク対策 11 最も優先度が高いと考えられる対策	(追記)	2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策	事後	番号法改正に伴う変更
令和7年3月4日	IV リスク対策 11 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】	(追記)	特に力を入れている	事後	基礎項目評価書の記載事項に係る改正による様式の変更
令和7年3月4日	IV リスク対策 11 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	(追記)	業務システムにおいて、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また、副本登録等に使用する統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲に制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐付けられることはない。これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「特に力を入れている」と考えられる。	事後	基礎項目評価書の記載事項に係る改正による様式の変更